独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社Gunosy		コード	6047
提出日	2026/8/4	異動（予定）日	2026/8/26	
独立役員届出書の提出理由	第14回定時株主総会において、社外取締役の選任議案が付議されるため。 また、同株主総会終結の時をもって、社外監査役である清水健次氏が退任することに伴い、当該株主総会において新たに社外監査役として森円香氏の選任議案が付議されるため。			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）																異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	該当なし		
1	冨塚　優	社外取締役	○											○							有
2	城下　純一	社外取締役	○																○		有
3	守屋　彰人	社外取締役	○																○		有
4	射場　瞬	社外取締役	○																○		有
5	和田　健吾	社外監査役	○																○		有
6	森　円香	社外監査役	○																○	新任	有
7																					

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	冨塚優氏が代表取締役を務める株式会社Be Links及び、同氏が取締役を務める株式会社エクスペリエンサーは、直近事業年度において当社の取引先でありましたが、いずれも当社の定める独立性の基準たる1000万円を大幅に下回る取引額に留まり、また、研修業務の委託取引であったことから、各社と当社との取引関係は、その性質・規模等に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	冨塚氏は、インターネットメディア事業、人材開発及び企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから当社社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	城下氏は、金融機関において要職を歴任し、金融・財務・資本市場分野における豊富な経験と高い見識を有しており、特に金融・財務・資本市場について専門的な観点から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから当社社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	守屋氏は、企業経営及びメディア・広告、EC・決済、ゲーム関連事業に関する豊富な経験と知見を有するとともに、グローバル企業での業務経験を有し、それらの経験と知見から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから、社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	射場氏は、企業経営及び金融サービスやデータ活用領域をはじめとしたグローバルな分野に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験と知見から当社経営や取締役の職務執行に対する助言や監督等が期待できることから、社外取締役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	和田氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、同氏が当社社外監査役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	森氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務・労務の豊富な経験と相当程度の知見を有するのみならず、多様な視点による監査体制強化が期待できることから、社外監査役に適任であると判断しております。また、当社から独立した立場であり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
7		

4．補足説明

株式会社Gunosyは、当社の社外役員（候補者を含む）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査を行い、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 現在または過去10年間において、当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者（注１）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者
3. 当社グループにとっての主要な取引先（注3）またはその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に年間1000万円超の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
5. 当社の主要株主（注4）またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主（注4）である企業等の業務執行者
7. 当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合の当該他の会社の業務執行者
8. 当社グループから年間1000万円超の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
9. 当社の会計監査人である監査法人に所属する者
10. 過去3年間において、上記2から9のいずれかに該当していた者
11. 上記1から10に該当する者の配偶者または二親等内の親族

（注１）業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役、執行役員および使用人を含み、監査役は含まない。
（注2）当社グループを主要な取引先とする者とは、当該取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する者を総称する）の直近事業年度における当社グループとの取引額が、当該取引先グループの連結売上高の２%または1000万円のいずれか高い方の金額を超える取引先をいう。
（注3）当社グループにとっての主要な取引先とは、当社グループの直近事業年度における当該取引先グループとの取引額が、当社グループの連結売上高の２%または1000万円のいずれか高い方の金額を超える取引先をいう。
（注4）主要株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。

※1　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※2　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役又は会計参与
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主又はその業務執行者
　j. 上場会社が主要株主である者の業務執行者
　k. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
　m. 上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
　n. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　o. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～oの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※4　a～oのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※5　独立役員の選任理由を記載してください。
※6　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。